





行為	点数
一 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第七十五条第一項第一号から第四号までの規定に違反する行為	三点
二 運転代行業務に関し道路運送法（昭和二十六年法律第八十号）第四条第一項、第四十三条第一項又は第七十八条の規定に違反する行為	二点
三 法第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第十条若しくは第十六条の規定に違反する行為、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第七十四条の三第一項若しくは第四項若しくは第七十五条第一項第七号の規定に違反する行為、法第二十条第一項の規定に違反する行為又は法第二十二条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為	二点
四 法第十一条、第十二条、第十三条第一項、第三項若しくは第五項、第十七条第一項若しくは第二十条第二項の規定に違反する行為又は法第二十二条第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為	二点
五 法第十四条第二項の規定に違反する行為又は運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第七十四条の三第二項、第七項若しくは第九項の規定に違反する行為	一点
六 法第十五条、第十七条第三項又は第十八条の規定に違反する行為	一点
二 都道府県公安委員会は、自動車運転代行業者について次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その都度、当該事由が生じた日（口に掲げる事由が生じたときには法第二十二条第二項の規定による指示に違反した日とし、二、ホ又はヘに掲げる事由が生じたときには同項若しくは第二十五条第二項第一号の規定による指示を受けるに至った場合は、それぞれに規定する行為で直近のものがあった日とする）から起算して過去二年以内に行われた法第二十二条第一項若しくは第二十五条第二項第一号の規定による指示に違反する行為、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第二十二条の二第一項若しくは第六十六条の二第一項の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法第二十二条第一項若しくは第二十五条第二項第一号の規定による指示を受けた日に付された点数（当該自動車運転代行業者が当該期間内に法第二十三条第一項又は第二十五条第二項第二号の規定による命令を受けたことがある場合には、直近の当該命令後のものに限る）を合算した点数（以下「累積点数」という。）を算出し、当該累積点数が次の表前歴の回数の欄に定める点数以上であるときは、同表期間の欄に定める期間の範囲内において、自動車運転代行業の停止を命ずるものとする。	二点
イ 法第二十二条第一項又は第二十五条第二項第一号の規定による指示に違反したこと。	二点
ロ 法第二十二条第一項又は第二十五条第二項第一号の規定による指示を受けるに至つたこと。	二点
ハ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第二十二条の二第一項又は第六十六条の二第一項の規定による指示に違反したこと。	二点
二 前号ハの表一の項、三の項又は五の項行為の欄に掲げる行為があつたことを理由とする法第二十二条第一項又は第二十五条第二項第一号の規定による指示を受けるに至つたこと。	二点
ホ 前号ハの表二の項、四の項又は六の項行為の欄に掲げる行為があつたことを理由とする法第二十三条第二項の規定による要請がされたこと。	二点
ヘ 本に掲げる事由が生じた場合のほか、前号ハの表二の項、四の項又は六の項行為の欄に掲げる行為があつたことを理由とする指示をした旨の法第二十二条第二項の規定による通知がされたこと。	二点

前歴の回数	点数
なし	四点
一回	四点
二回以上	四月
二回以上	四月
二回以上	五月
二回以上	五月
二回以上	六月
二回以上	六月

備考 この表において「前歴の回数」とは、自動車運転代行業者がこの号に規定する二年の期間内に法第二十三条第一項又は第五十五条第二項第二号の規定による命令を受けた回数をいう。

三 自動車運転代行業者について前号イ、ハ又はニに掲げる事由が生じた場合において、累積点数が同号の表前歴の回数の欄に掲げる区分に応じ同表点数の欄に定める点数未満であるときは、一月以内の期間、自動車運転代行業の停止を命ずるものとする。法第二十三条第一項又は第五十五条第二項第二号の規定による命令の対象についての法第二十三条第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

四 自動車運転代行業者について第二号ロ又はホに掲げる事由が生じた場合において、累積点数が同号の表前歴の回数の欄に掲げる区分に応じ同表点数の欄に定める点数未満であるときは、一月以内の期間、自動車運転代行業の停止を命ずるものとする。

五 自動車運転代行業の停止を命ずるものとする。

六 前号に掲げる場合のほか、自動車運転代行業の停止を命ずる場合には、当該営業所における全部の停止を命ずるものとする。

（方面公安委員会への権限の委任）

第六条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。（都道府県が処理する事務）

第七条 法に規定する国土交通大臣の権限（法第十三条第四項に規定するものを除く。）に属する事務は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

2 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年六月一日から施行する。

附則（平成一四年六月七日政令第二〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二七日政令第二五七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年十一月一日）から施行する。

附則（平成一六年一月一〇日政令第三九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年十一月一日）から施行する。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 改正法附則第二十条の規定による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。次項において「旧運転代行業法」という。）第十九条第一項の規定により読み替えて適用される旧道路交通法第七十五条の二第一項（旧道路交通法第五十一条の四（旧道路交通法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定

<p>による指示に係る部分に限る。)の規定による命令を受けた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業者(次項において単に「自動車運転代行業者」という。)に対する前条の規定による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(次項において「新運転代行業法施行令」という。)第四条の規定の適用については、同条の表第二十六条の八の項中「第七十五条の二第二項」とあるのは「第七十五条の二第二項の政令表第二十六条の八の項中「第七十五条の二第二項」とあるのは「第七十五条の二第二項」とある。</p> <p>法第七十五条第二項 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項</p> <p>法第七十 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十 二項</p> <p>又は法第七十五条第二項又は道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第二十条の二第二項の規定による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の道路交通法第七十五条の二第一項(同法第五十一条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による指示に係る部分に限る。)</p> <p>「旧運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される旧道路交通法第五十一条の規定による指示を受けた自動車運転代业者に対する新運転代行業法施行令第五条の規定の適用については、同条第一項第一号ロ中「又は第六十六条の二第一項」とあるのは「若しくは第六十六条の二第一項又は道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第二十条の規定による改正前の自動車運転代行业的業務の適正化に関する法律(以下この項において「旧運転代行業法」という。)第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の道路交通法(以下この項において「旧道路交通法」という。)第五十二条の四(旧道路交通法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」と、同項第二号中「若しくは第六十六条の二第一項」とあるのは「若しくは第六十六条の二第一項若しくは旧運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される旧道路交通法第五十一条の四」とする。</p> <p>附 則 (平成一七年二月一八日政令第二四号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年八月一八日政令第二七六号)</p> <p>第一条 この政令は、この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年八月二〇日政令第二六六号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月十九日)以下「施行(経過措置)</p> <p>2 この政令は、この政令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。</p> <p>3 この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。</p>
--

<p>3 施行日前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。</p> <p>施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二三年一二月一六日政令第三九六号)</p> <p>この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。</p> <p>この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年一二月二六日政令第四二一号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一一月一三日政令第三一〇号) 抄</p> <p>第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二六年九月三日政令第二九一号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年九月三日政令第二九一号) 抄</p> <p>第一条 この政令の施行前に道路運送法第四章若しくは自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの政令の施行の際現にこれらの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後においては、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者(以下この条において「新事務執行者」という。)のした処分等の行為又は新事務執行者に対しても行った申請等の行為とみなす。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二八年三月三一日政令第一三三号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から四の二まで 略</p> <p>附 則 (平成二八年三月三一日政令第一三三号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年三月三一日政令第一三三号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、平令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定(同条第二項第一号に係る部分に限る。)、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定、同令第九条の七第七項の改正規定(「百分の三・一二を「百分の一」に改める部分に限る。)、同条第二十九項の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の四の四の次に三条を加える改正規定、同章第七节を削る改正規定、同章第八节とし、同节の次に一节を加える改正規定、同章第九节を削り、同章第七节とし、同节の次に一节を加える改正規定、同章第十节を同章第九节とする改正規定、同章第十一节を同章第十节とする改正規定、同令第四十八条の十二の二第一项及び第四十八条の十二的三第一项の改正規定、同令第四十八条的十三第八项及び第三十项の改正規定、同令第五十二条的十八的改正規定、同令第三章第二节的二中第五十二条的十八的次に五条を加える改正规定、同令第五十七条的二后段的改正规定、同令第五十七条的二的五的次に二条を加える改正规定并びに同令第五十八条的改正规定并びに同令附则第十五条的二的次に四条を加える改正规定、同令附则第三十二条的改正规定、同令附则第三十二条的二を削る改正规定及び同令附则第三十四条を削る改</p>
---

正規定並びに第九条並びに附則第三条、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条（第十七条及び第十八条の規定）（令和元年十月一日）から施行する。

**附 則**（平成二十八年一月二八日政令第三六〇号）抄  
（施行期日）

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二九年九月一五日政令第二三九号）抄  
（施行期日）

**第一条** この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三〇年三月三一日政令第一二五号）抄  
（施行期日）

**第一条** この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三一年三月二九日政令第八七号）抄  
（施行期日）

**第一条** この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三一年三月二九日政令第八九号）抄  
（施行期日）

**第一条** この政令は、平成三十一年三月二九日から施行する。

**附 則**（令和元年六月二一日政令第三二号）抄  
（施行期日）

**第一条** この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条（地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）第九条（見出しを含む。）の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年六月二一日政令第三二号）抄  
（施行期日）

**第一条** この政令は、日本国とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条の二の二第八項、第十二条の四第四項第一号イからハまで及び第五項、第十五条第二項から第五項まで並びに第三十三条第四項第一号イからハまで及び第五項の改正規定並びに附則第三条から第十二条までの規定（公布の日）

**附 則**（令和元年一〇月二四日政令第一三三五号）

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則**（令和三年一一月一七日政令第三三五号）

（施行期日）  
（この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

1 （自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 民法の一部を改正する法律附則第二条第三項の規定又は同法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた十八歳未満の者（外国人を除く。）について第二条の規定による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第一条の規定を適用する場合においては、同条第一号イに掲げる書類については、同号イの規定にかかわらず、戸籍の謄本又は抄本とする。

**附 則**（令和四年九月一四日政令第三〇四号）

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

**附 則**（令和四年一二月二三日政令第三九一号）抄  
（施行期日）

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和五年三月一七日政令第五四号）抄  
（施行期日）

**第一条** この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

**附 則**（令和五年一月六日政令第三一五号）  
（施行期日）

1 この政令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。  
(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に付する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第五条の基準に係る点数については、なお従前の例による。